

平成20年度決算に基づく健全化判断比率等について

平成21年9月
高知県総務部財政課

○健全化判断比率について

■平成20年度決算に基づき、健全化判断比率を算定した結果、下表のとおりいずれの指標についても早期健全化基準を下回る。

(単位：%)

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	19年度
① 実質赤字比率	—	3.75	5.0	—
② 連結実質赤字比率	—	8.75	15.0 (25.0) ※1	—
③ 実質公債費比率	16.1	25.0	35.0	16.7
④ 将来負担比率	193.6	400.0	※2	194.8

(※1) 平成21年度、22年度は経過措置により25.0

(※2) 将来負担比率には財政再生基準なし

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

(1) 歳入総額	639,143 百万円	各会計の決算額を単に合計したもの
(2) 歳出総額	631,246 百万円	
(3) 翌年度に繰り越すべき財源	5,266 百万円	
(4) 実質収支額 (1) - (2) - (3)	2,619 百万円	およそ26億円の黒字
(5) 標準財政規模	262,158 百万円	
実質赤字比率 (4) / (5)	— %	実質赤字がない → 該当なし

※1 一般会計等：一般会計のほか、公営企業会計を除く特別会計が含まれる。

※2 四捨五入のため端数が合わないものがある。

②連結実質赤字比率

全ての会計（一般会計等及び公営企業会計）を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字額 = (イ+ロ) > (ハ+ニ) の場合の当該超える額

- イ 一般会計等のうち実質赤字が生じた会計の実質赤字額の計 …… 実質赤字額なし
- ロ 公営企業会計のうち資金不足が生じた会計の資金不足額の計 …… 資金不足額なし
- ハ 一般会計等のうち実質黒字が生じた会計の実質黒字額の計 …… 2,619 百万円
- ニ 公営企業会計のうち資金剰余が生じた会計の資金剰余額の計 …… 4,141 百万円

連結実質赤字額がない → 該当なし

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3か年平均）

(単位：百万円)

	H18	H19	H20
A 地方債の元利償還金(繰上償還額及び満期一括償還の元金分除く)	82,561	83,315	81,002
B 準元利償還金	5,185	5,719	6,512
C 特定財源	2,549	2,677	1,832
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	51,611	51,936	52,650
E 標準財政規模	261,906	259,047	262,158
単年の実質公債費比率 { (A+B) - (C+D) } / (E-D)	15.97066%	16.61939%	15.76627%
実質公債費比率 (3か年平均)	16.1%		

※ 四捨五入のため端数が合わないものがある。

地方債の元利償還金が2,313百万円の減少、また準元利償還金は公営企業への繰出が51百万円の減、県・市病院事業団の元金償還の開始291百万円等により、793百万円の増加となった。

特定財源は、貸付金の元利償還金の減少等により、845百万円の減少となった。

また、標準税収入が1,279百万円の減、臨時財政対策債が4,340百万円の増等により、標準財政規模が3,111百万円の増加となった。

これらの結果、H19年度→20年度は0.85%の減、3ヵ年平均でも16.7%→16.1%へと、0.6%の減となった。

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(単位：百万円)

	20年度	19年度
A 将来負担額	988,695	992,039
地方債残高	784,957	791,412
退職手当負担見込額	143,497	143,000
公営企業債等繰入見込額	15,984	14,693
縣市病院企業団の地方債等償還のうち県負担分	10,512	11,323
土地開発公社（県・宿毛市）の負債等	10,349	10,597
森林整備公社等に係る県の損失補償付債務	12,151	12,700
道路公社に係る事業完了後の債務残高見込額	3,880	3,739
共済組合住宅賃借料等の債務負担行為に基づく支出予定額	6,432	2,341
競馬組合の累積債務のうち県負担分	933	2,233
B 充当可能財源等	583,085	588,479
基準財政需要額算入見込額	514,065	517,043
基金残高	46,290	50,279
その他充当可能特定財源	22,730	21,157
C 標準財政規模	262,158	259,047
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	52,650	51,936
将来負担比率 (A - B) / (C - D)	193.6%	194.8%

※ 四捨五入のため端数が合わないものがある。

将来負担額は、緑資源幹線林道事業費負担金、国営農地開発事業費負担金等を新たに債務負担行為として設定したことにより、債務負担行為が4,091百万円増加したものの、地方債残高が6,455百万円の減、競馬組合の累積債務が1,300百万円減少（繰上げ償還等による）したこと等により、全体では3,344百万円の減少となった。

一方、充当可能財源等は減債基金の減少等により基金が3,989百万円の減、基準財政需要額算入額が、算入可能な起債額の減少等により2,978百万円の減となっており、これらの結果、将来負担比率としては前年比1.2%の減となった。

○資金不足比率について

■各公営企業における「資金不足比率」については、平成20年度決算において資金不足を生じた公営企業はない。

(単位：百万円・%)

特別会計名	事業規模 (A)	資金剰余額 (B)	資金不足額 (C)	資金不足比率 (C) / (A)
法適用	工業用水道事業会計	168	0	—
	電気事業会計	1,209	0	—
	病院事業会計	9,893	0	—
法非適用	流域下水道事業特別会計	606	0	—
	港湾整備事業特別会計	307	0	—
	流通団地及び工業団地造成事業特別会計	8,989	0	—

資金不足比率の経営健全化基準：20%

(参考)平成19年度決算における資金不足を生じた公営企業：なし 資金不足比率：該当なし

○「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年6月制定)の概要

I 健全化判断比率の公表等

■地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。

- ①実質赤字比率（一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率）
- ②連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- ③実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率）
- ④将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

【法の施行時期について】

平成19年度決算から…健全化判断比率・資金不足比率の算定、議会への報告、公表 など）
平成20年度決算から…その他の規定（財政健全化計画等の策定、起債の制限、国等の勧告 など）

II 財政の早期健全化

1 財政健全化計画

○健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

2 財政健全化計画の策定手続等

○財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設ける。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 国等の勧告等

○財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができる。

III 財政の再生

1 財政再生計画

○再生判断比率（I ①～③）のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならない。

2 財政再生計画の策定手続、国の同意等

○財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。

○財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

○財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 地方債の起債の制限

○再生判断比率のうちいずれかが財政再生基準である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととする。

4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

○財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特別債）を起すことができる。

5 国の勧告、配慮等

○財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できることとする。

○再生振替債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について、国及び地方公共団体は適切な配慮を行う。

IV 公営企業の経営の健全化

○公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととし、II 2、3及びVと同様の仕組みを設ける。

V その他

○地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。